

岡山市チームオレンジパンフレット及びポスター作成業務委託（データ作成）  
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年5月23日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市チームオレンジパンフレット及びポスター作成業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市チームオレンジパンフレット及びポスター作成業務委託（データ作成）
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (4) 概算予算額 総額 880,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 免除

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「デザイン」に登録のあること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年6月23日(月)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年5月30日(金)午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年6月5日(木)午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和7年6月6日(金)～

	令和7年6月23日(月)午後5時まで
ヒアリングの実施	令和7年7月1日(火) (予定)
審査結果の通知	令和7年7月4日(金)頃

## 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

## 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

### (1) 受付方法

質問書（様式5）に記載のうえ電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市チームオレンジパンフレット及びポスター作成業務委託（データ作成）」として、岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課へ提出すること。

また、提出後は、必ず電話にて到着確認（電話：086-803-1230）を行うこと。

【電子メール】 [koureishafukushika@city.okayama.lg.jp](mailto:koureishafukushika@city.okayama.lg.jp)

### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出方法

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課に持参してください。

### (2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②応募者の会社概要及び実績表（様式2）

③業務体制（様式3）

④見積書（様式4）

・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにしてください。

⑤企画提案書（別紙1のとおり）

※企画提案書は、全体にわたって提案者名（企業・団体名）がわかるような記述はしないこと。やむを得ず記述する場合は、副本については該当部分を黒塗りすること。

### (3) 提出部数 各8部

・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

・社名、代表者印のないもの7部（副本）

※企画競争参加申請書（様式1）は正本1部のみで可

### (4) 注意事項

①連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

- ③提出書類①～④については、用紙はA4判とします。
- ④提出書類⑤については、企画提案書作成要領（別紙1）に示された規格で作成したものを提出してください。
- ⑤提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑥提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑦参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式6）を岡山市高齢者福祉課に提出してください。
- ⑧企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとします。

## 8 特定方法等

### (1) 審査体制

岡山市チームオレンジパンフレット及びポスター作成業務委託（データ作成）事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

### (2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、委員の総得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、特定しないものとします。
- ④委員による審査の結果、提案が同点となり最適提案者が特定できない場合、評価基準の「企画力・編集力・デザイン力」で得点が高い提案者を特定します。

### (3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき約10分程度。その後、委員会の委員が質問を行います。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

### (4) 評価基準

別紙2のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

### (6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

## 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

## 10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせてください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他、この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

## 11 提出先・問い合わせ先

岡山市保健福祉局高齢福祉部高齢者福祉課（岡山市役所保健福祉会館9階）

担当：宇佐見、疋田

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1230

FAX：(086)803-1754

電子メール：[koureishafukushika@city.okayama.lg.jp](mailto:koureishafukushika@city.okayama.lg.jp)

## 12 受付等を行う日及び時間

受付日 土曜日、日曜日および祝日を除いた日

受付時間 午前8時30分から午後5時の間